

課税（非課税）証明書の提出について

● 令和8年度 課税（非課税）証明書

- ・保護者全員（親権を有する父・母）それぞれ1通ずつ提出してください。
- ・控除対象配偶者（専業主婦・パート等）の方、無職や所得が無い方も提出が必要です。
- ・役所窓口で下表を提示し「**令和8年度の市町村民税所得割額および県民税所得割額が記載された課税証明書**」を発行したい旨を申し出てください。
- ・市区町村により証明書の様式や名称が異なりますのでご注意ください。
- ・非課税の場合、「非課税証明書」の名称となる場合があります。
- ・プライバシー保護のため、証明書等は各自で封筒に入れ糊付けをして提出してください。
- ・「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」は提出不可です。

※提出期限に間に合わない場合は、間に合わない理由と証明書の提出可能な日付を記載したメモを提出してください。

見本

※原本を提出してください。（コピー不可）

※必ず確認※ 令和8年度の証明書であるか

令和8年度（令和7年分） 課税所得証明書

賦課期日 豊川市〇〇〇〇番地〇〇
現在住所

氏名 〇〇 〇〇

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)		雑損		配偶者		特別障害
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	医療費		老人配偶者		その他障害
給与所得				社会保険料		特定		寡婦
営業等		上場株式等の 配当(分離)		小規模共済		扶(内同居)	()	ひとり親
				生命保険料		老人		勤労学生
農業		株式譲渡		地震保険料		16歳未満		未成年
				寄附金		その他		
不動産		先物取引		障・寡・ひ・勤		障(内同居)	()	その他
				配偶者		害特		
利子		山林		配偶者特別		税額控除の内訳		市分控除額(円) 県分控除額(円)
				扶養		調整控除		
配当		総合退職		基礎		住宅借入金		
				所得控除合計		寄附金		
(公的年金収入)	()	繰越損失額				調整額		
雑		純繰越損失		課税標準額		その他税額控除等		
譲渡・一時		雑繰越損失		総合		配当・譲渡割		
		株式繰越損失		分離短期				
		先物繰越損失		分離長期		備考		
		居住用繰越損失		株式譲渡				
				先物取引等				
合計所得金額		市民税	所得割額	市民税	所得割額	市県民税額(円)		
		(円)	所得割減免額	(円)	所得割減免額			
総所得金額等			均等割額		均等割額	森林環境税額(円)		
			均等割減免額		均等割減免額	森林環境税免除額(円)		

上記のとおりを証明します。
和〇年〇月〇日

愛知県豊川市長

〇〇 〇〇

1-1-35

豊川 花子

※必ず確認※
市町村民税所得割額・県民税所得割額の記載があるか

余白右下に
学年・組・出席番号・生徒氏名を記入

